

根室市社会福祉法人の指導監査結果に係る情報公開事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、根室市社会福祉法人の指導監査結果に係る情報公開実施要綱（平成27年7月1日施行。以下「情報公開実施要綱」という。）に定める情報公開について、必要な事務その他の事項を定めるものとする。

(情報公開の方法)

第2条 情報公開実施要綱第3第1項に規定するホームページへの掲載は、様式1により根室市市民福祉部長がその都度決定し、行うものとする。

2 情報公開実施要綱第3第1項第5号の「その他必要と認める事項」は、情報公開実施要綱第2第1項に掲げる指導監査の実施担当課の名称とする。

3 第1項によりホームページに掲載する情報は、同一の社会福祉法人について、順次、既掲載情報に上書きして掲載するものとする。

4 市民福祉部法人監査室は、情報公開実施要綱第3第1項の（1）から（3）の事項（文書指導の要旨を除く）に加え、情報公開実施要綱第4第1項に規定する社会福祉法人が公表しなければならない書類の情報と併せて公表することとする。

(情報公開の時期)

第3条 情報公開実施要綱第3第1項に規定するホームページへの掲載は、情報公開実施要綱第2第1項に規定する指導監査の結果が各社会福祉法人につき確定した後に遅滞なく行うものとする。

2 情報公開実施要綱第2第1項に規定する指導監査の結果、情報公開実施要綱第2第3項に規定する文書指導がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該文書指導に係る改善の報告が行われた後に遅滞なく行うものとする。ただし、情報公開実施要綱第3第1項第6号ウに該当する場合は、当該改善の報告に付与した期間の経過後に遅滞なく行うものとする。

3 社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題があると認められる法人に対し特別監査を実施した場合は、前2項の規定にかかわらず、情報公開実施要綱第3第1項第1号及び第2号に掲げる事項について、当該監査の実施後に遅滞なく行うものとする。

(情報公開の通知)

第4条 情報公開実施要綱第3第2項第1号に規定する通知は、別紙第1項に掲げる文例を参考にして行うものとする。

2 情報公開実施要綱第3第2項第2号に規定する通知は、別紙第2項に掲げる文例を参考にして行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、情報公開実施要綱に基づく情報公開に係る事務で必要な事項は市民福祉部法人監査室長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

1 指導監査等の実施に係る通知文例

「社会福祉法人指導監査の実施方法（別添2）」の場合	
	根社監第 号
	平成 年 月 日
社会福祉法人〇〇〇〇 様	
	根室市長 〇〇 〇〇
平成〇〇年度社会福祉法人監査の実施について（通知）	
このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項に基づき、下記のとおり指導監査を実施しますので通知いたします。	
なお、より適正な法人運営の確保及び円滑な指導監査の実施を図る観点から、調書を作成の上、期日までに市民福祉部法人監査室へ提出願います。	
記	
1 実施期日	
2～6	
(略)	
7 当日必要な書類	別紙1に記載のとおり
	※なお、基本財産及び運用財産として不動産を所有している場合は、直近の不動産登記事項証明書を準備してください。
8 指導監査結果の情報公開	
<u>指導監査を実施した結果については、福祉サービス利用者等への情報提供等を目的として、根室市社会福祉法人の指導監査結果に係る情報公開実施要綱に基づき、貴法人への指導監査の実施状況（種類及び実施日）とともに、改善を要する事項（文書指導に限る。）の有無及びその要旨のほか、改善状況等を市のホームページで公開するものであること。</u>	
(担当：法人監査室法人監査主査 〇〇 電話23-6111 内線〇〇〇〇)	

2 指導監査の実施結果に係る通知文例

「社会福祉法人指導監査の実施方法（別添5-1）【法人あり～指導事項がある場合】」
の場合

根社監第 号

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇 様

根室市長 〇〇 〇〇

平成 年度社会福祉法人に係る指導監査結果について（通知）

平成 年 月 日に実施したこのことについて、別紙のとおり改善を要する事項が認められますので、速やかに必要な措置を講じてください。

なお、指導事項については、その措置状況を「指導監査結果措置状況報告書」により、平成 年 月 日までに、指導監査結果について報告及び審議を行った貴法人理事会の議事録及び関係書類（写し）を添付の上、報告してください。

【文書指導がある場合のみ、以下を付記すること。】

また、文書指導の要旨については、根室市社会福祉法人の指導監査結果に係る情報公開実施要綱に基づき、貴法人への指導監査の実施状況（種類及び実施日）とともに、改善状況（報告内容を確認の上、「改善済」「改善見込み」「未改善」の区分で表示）と併せて公開します。

については、別紙の「公開予定の文書指導の要旨」について、貴法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるなどの異議があるときは、上記の報告期日までに、別途、文書で申し出てください。

（担当：法人監査室法人監査主査 〇〇 電話23-6111 内線〇〇〇〇）

別紙

【文書指導】

○法人運営

〇〇〇……。

《公開予定の文書指導の要旨》

〇〇〇……。

【口頭指導】

○法人運営

〇〇〇……。

○会計基準

〇〇〇……。

